

(1) 分人 (dividual)

個人 (individual) = 分割不能性 (否定の in + 分割可能 dividual) ではなく

ジル・ドゥルーズの管理社会論 (cf. フーコーの規律社会論)

平野啓一郎『私とは何か: 「個人」から「分人」へ』(講談社現代新書、2012)

ペルソナの TPO に応じた使い分け

鈴木健『なめらかな社会とその敵: PICSY・分人民民主主義・構成的社会契約論』(勁草書房、2013)

人格=政策パッケージへの投票……の解体 (委任投票制)

安藤馨『統治と功利: 功利主義リベラリズムの擁護』(勁草書房、2007)

人格の連座制……過去現在未来を通じた人格的同一性という桎梏

(2) 法の二つの意義

価値を生み出す貢献の連鎖 (鈴木)

職務発明と「相当の利益」(特許 35.IV)

貢献のネットワークを反映し得る「なめらかな」通貨体系……持分の取得のようなイメージ

貢献先の挙げた成果 → 持分の価値上昇 → 貢献元への還元

使用者責任と連鎖の切断

労働者が第三者に加えた損害に対する使用者の賠償責任 (民 715.I)

使用者から労働者への求償 (民 715.III) ……限定的な理解 cf. 国賠 1.II は故意重過失を要求

過大な負担による労働者の破綻、それによる賠償の取り損ねを防ぐ

実際には連鎖的であるものを意図的に切断する制度

現実的な法と抗現実的な法

あるいは制度として創設される個人

大屋雄裕『自由とは何か: 監視社会と「個人」の消滅』(ちくま新書、2007)

(3) 分人たちのための法、あるいは法の黄昏

国民に向けた法の機能……制裁の予告を通じた行動変容の実現

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。(刑 199)

死刑の抑止効果……犯罪が発生しなかったことが法の成果

事後規制の事前規制への転化 (レッシング) ← 行為主体・制裁客体の同一性

人間による法執行=一定の時間進行

法は時間を通じた人格的同一性を基礎として存在するのでは?

Society5.0 における規制……交通違反者暴露台 (中国)

IoT デバイスによる自動情報収集 → AI による分析 → 情報公開による制裁

より発展的段階……電気ショックまたは即時強制

法か? ……権力の内部規律としての裁量権分配 (ケルゼン)